

亀山市告示第66号

亀山市障がい者職場実習事業実施要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市障がい者職場実習事業実施要綱

(目的)

第1条 亀山市障がい者職場実習事業(以下「事業」という。)は、障がい者の職場実習を行うことにより、障がい者の就労訓練及び就労の促進に寄与するとともに、障がい者に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(事業委託)

第2条 市は、事業を適切に運営ができると認められる障がい者支援団体等(以下「委託事業者」という。)に事業を委託して行うものとする。

(事業内容)

第3条 事業の委託内容は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者職場実習生の募集や選考に関する事務を行うこと。
ただし、選考は高齢障がい支援室と協議して行い、職場実習生が傷害保険に加入していない場合は傷害保険の加入手続きを行うものとする。
- (2) 職場実習生に対する職場実習訓練手当等の支給を行うこと。
ただし、受入先所属から提出される職場実習実績表に基づき、実習月の翌月10日までに、職場実習訓練手当及び通勤手当を職場実習生の口座に振り込むものとする。
- (3) 職場実習生の保護者等、所属作業所等及び受入先所属並びに高齢障がい支援室(以下「関係者」という。)との連絡調整を行い、関係者の間における意志疎通に努めるとともに、関係者に対する助言を行うこと。

(4) 職場実習生の職場実習終了後の就労等に向けた、職場実習生保護者等及びハローワークその他の就労に関係する機関等との連絡調整を行うこと。

(実施場所)

第 4 条 事業の実施場所は、亀山市の庁舎（亀山市庁舎管理規則（平成 17 年亀山市規則第 39 号）第 2 条に規定する庁舎をいう。）とする。

(職場実習生の要件)

第 5 条 職場実習生は、次の要件を満たす者とする。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。

(2) 基本的な生活習慣をはじめとした身の自立が確定し、将来、企業等での就労を目指す意欲を有していること。

(3) 受入先所属への通勤が、自力（保護者等による送迎を含む。）で可能であること。

(4) 介助者又は介護者を伴わず職場実習が可能で、実習に関する指示が理解できること。

(5) その他、受入先所属が必要と認める要件に該当すること。

(職場実習生の身分等)

第 6 条 職場実習の期間中、職場実習生と市との間に、雇用関係その他の身分関係は一切生じないものとする。また、職員への登用等に関し、いかなる優先権も付与しないものとする。

(実習内容等)

第 7 条 実習内容等については、次のとおりとする。

(1) 実習内容は、事務補助業務及び受入先所属が指示した業務とする。

(2) 実習期間は、3 月とする。

(3) 実習時間は、原則午前 9 時から午後 4 時までの間において、職場実習生の希望、受入先所属の体制等を勘案し、関係者と協議して決定し、及び変更することができるものとする。

(職場実習訓練手当等)

第 8 条 職場実習訓練手当等については、次のとおりとする。

(1) 職場実習訓練手当の額は、1日につき2,500円とする。

ただし、1日の実習時間が6時間に満たない場合は、1時間につき416円を減じた額を支給する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(2) 通勤手当の額は、非常勤職員の通勤手当相当額に準じて支給する。

(3) 職場実習生には、前各号に定めるもののほか、いかなる賃金も支給しない。

(守秘義務等)

第 9 条 委託事業者は、委託により知り得た秘密を漏らしてはならない。その委託終了後も、同様とする。

2 委託事業者は、委託により知り得た情報については、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置を取らなければならない。

3 委託事業者は、職場実習生が業務上知り得た秘密を漏らすことがないように指導するものとする。

(実習中の事故等への対応)

第 1 0 条 職場実習生が実習中に負傷等をした場合並びに市及び第三者に損害を与えた場合の対応については、委託事業者、職場実習生及び関係者が協議して決定する。

2 賠償金等が生じた場合は、職場実習生が加入している傷害保険等により対応するものとする。

3 職場実習生の通勤途上の事故等については、亀山市は一切その責を負わないものとする。

(職場実習の中止)

第 1 1 条 市は、次のいずれかに該当するときは、職場実習を中止することができる。

- (1) 職場実習生が第 4 条に規定する職場実習生の要件を満たさなくなつたとき
- (2) 職場実習中に受入先所属の指示に従わないことその他実習態度に問題があるとき
- (3) 職場実習を継続することにより業務に支障が生じるとき
(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。